請書

収入

印紙

１　工事（委託）番号

２　件名

３　工事（委託）場所

４　工事（委託）期間　　自　　　年　　　月　　日

　　　　　　　　　　　　至　　　年　　　月　　日　　　　　　　　　日間

５　契約金額　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　円

６　前払金　　なし

７　部分払　　なし

８　契約保証金　免除

　上記の工事（委託）の履行について、土浦市契約規則、土浦市請負工事及び委託業務執行規則及び次の条項の規定に従い、信義を守り誠実に履行するとともに、もし違反があったときは、当該規則により処分を受けても何等異議がないことを誓約してお請けいたします。

　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　あて先　発注者　土浦市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　所在

　　　　　　　　　　　　受注者　　商号

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　受注者はこの契約書に基づき仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、契約を履行するものとする。

２　受注者はこの契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（再委託の禁止）

第２条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が仕様書等で指定した部分又は発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（費用負担）

第３条　受注者はこの契約の履行に必要な一切の手段をその責任において定め、その費用を負担する。ただし、発注者からの指示がある場合は、協議によるものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第４条　受注者はこの契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者に承諾を得たときは、この限りではない。

（発注者の調査権）

第５条　発注者は、必要があるときは、受注者に対し契約の履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（履行の中止等）

第６条　発注者は、必要がある場合は、契約の内容を変更し、もしくは履行を一時中断し、又はこれを打ち切ることができる。この場合における、契約金額又は履行期間の変更については双方協議により定める。

（履行期間の延長）

第７条　受注者はその責めに帰することができない事由により、履行期間内に契約を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長を請求することができる。

（危険負担）

第８条　成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他契約の履行につき生じた損害については受注者がその費用を負担する。契約の履行につき第三者に損害を及ぼした場合も同様とする。

（完了検査等）

第９条　受注者は契約の履行が完了したときは、速やかに書面により発注者に通知しなければならない。

２　発注者は前項の完了の通知を受けたときは、その日から工事については１４日以内、その他の契約については十日以内に完了の検査をしなければならない。

３　前項の検査の結果、仕様書等の内容と相違し、又は不完全な部分があるときは、受注者は甲の指定する期間までに補正をしなければならない。

（契約金額の支払）

第１０条　受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から工事については４０日以内、その他の契約については３０日以内に契約金を支払わなければならない。

（履行遅延の場合における損害金）

第１１条　受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に契約を完了することができない場合は、発注者はその遅延日数に応じ、未履行部分相当額に対し年２．５パーセントの割合で乗じた金額の遅延損害金を請求することができる。ただし、その金額が１００円に満たない場合は発注者は遅延損害金を請求することができない。

２　発注者は前項の遅延損害金を請求する場合において、必要な郵送代等の経費を併せて請求することができる。

（契約不適合責任）

第１２条　発注者は、成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）であるときは、受注者に対して、履行の追完、損害の賠償を請求、代金の減額をすることができる。ただし、受注者は、発注者に不相当の負担を課すものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法により履行の追完をすることができる。

２　その他契約不適合の規定については仕様書に別段の定めがない限り、民法の規定に従うものとする。

（発注者の任意解除権）

第１３条　発注者は契約の履行が完了するまでの間、必要があるときは、受注者にその損害を賠償し、この契約を解除することができる

（発注者の解除権）

第１４条　発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引の社会通念上軽微であるときはこの限りではない。なお、契約を解除するときは受注者にその旨を通知しなければならない

（１）正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

（２）履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みがない明らかにないとき。

（３）正当な理由なく、前条に規定する履行の追完又は代金の減額がされないとき

（４）契約の履行にあたり、不正な行為があったとき。

（５）契約の履行にあたり、正当な理由なく甲の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき

（６）前各号に定めるほか、この契約に違反したとき。

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちに契約を解除することができる。なお、契約を解除するときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

（１）契約の履行の全部又は一部の履行が不能であり、契約の目的を達成させることができないことが明らかなとき。

（２）受注者が契約の履行の全部または一部の履行を拒絶する意思を表示し、契約の目的を達成することができないことが明らかなとき。

（３）成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は期間内に履行しなければ契約の目的を達成することができない場合において、受注者が履行しないでその期間を経過したとき。

（４）前各号に掲げる場合のほか、受注者が債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約の目的を達成するに足りる履行がされる見込みがないとき

（５）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

（６）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

　イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、　その支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

　ロ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　ヘ　下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該業者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

３　前２項により契約が解除された場合は、受注者は違約金として発注者に契約金額の１０分の１に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（受注者の解除権）

第１５条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。

２　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）契約内容を変更する場合において、契約金額が３分の２以上減少したとき。

（２）発注者が契約の履行を中止させた場合において、その中止期間が、履行期間の１０分の５を超えたとき、ただし、中止が契約の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

３　前２項により契約を解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は発注者にその損害の賠償を求めることができる。この場合において、損害額は協議により定める。

（個人情報の取扱）

第１６条　この契約の履行にあたって、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（電磁的記録による通知等）

第１７条　この契約に定める通知は、情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

（契約外の事項）

第１８条　この契約に定めのない事項はについては、必要に応じ発注者、受注者において協議して定める。

別　記

個　人　情　報　取　扱　特　記　事　項

　（基本的事項）

第１条　受注者は、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報に関する関係法令、関連するガイドライン及び以下の事項を遵守の上、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

　（秘密の保持）

第２条　受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏えいしてはならない。

（目的外使用等の禁止）

第３条　受注者は、発注者の書面による指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者（受注者の子会社を含む。以下同じ。）に提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第４条　受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　前項ただし書に規定する場合において、受注者は、再委託先に対し、この個人情報取扱特記事項に定める受注者の義務と同等の義務を課すとともに、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。この場合において、受注者は、再委託先との間で、発注者が再委託先に対し当該義務の履行を直接求めることができる旨の契約を締結しなければならない。

３　受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負う。

　（複写又は複製の禁止）

第５条　受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

　（安全管理措置）

第６条　受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

２　受注者は、安全管理措置を講じるに当たっては、発注者が自ら講じている安全管理措置と同等以上の措置を講じなければならない。

（業務従事者等に対する監督等）

第７条　受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を定め、これらの者以外に個人情報を取り扱わせてはならない。

２　受注者は、個人情報を取り扱う業務従事者の人数及びその権限を必要最小限にしなければならない。

３　受注者は、個人情報を取り扱う業務従事者に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発及び情報セキュリティ対策等の個人情報の適正な管理のために必要な研修を実施しなければならない。

（個人情報を取り扱う場所等）

第８条　受注者は、個人情報を取り扱う場所を定め、当該場所以外で個人情報を取り扱ってはならない。

２　受注者は、個人情報を前項に規定する取扱場所から持ち出してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（安全管理措置の報告等）

第９条　受注者は、発注者に対し、業務の着手前に、次に掲げる事項を書面により報告しなければならない。当該報告後に変更があった場合も、同様とする。

（１）情報セキュリティ対策の実施状況

（２）個人情報の取扱いに係る責任者（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）及び特定個人情報（同条第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う業務にあっては、責任者及び業務従事者）

（３）個人情報を取り扱う場所

（４）第７条第３項の研修の内容

（５）前各号に掲げるもののほか、書面により別途発注者が指示した安全管理措置に関する事項

　（収集の制限）

第１０条　受注者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（事故発生時における報告等）

第１１条　受注者は、個人情報の漏えい等に係る事故が発生した場合、又は発生したおそれがあると判断した場合は、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。この場合において、受注者は、発注者の指示に従い、当該事故の対応及び２次被害の防止等の必要な措置を講じなければならない。

２　発注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

　（個人情報の消去等）

第１２条　受注者は、業務完了後直ちに、発注者から提供を受け、若しくは提供を受けたものを複写し、若しくは複製し、又は業務を処理するため受注者自ら収集し、若しくは作成した個人情報を、発注者の指示に従い消去し、及び個人情報が記録された資料等を発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法による。

　（契約の解除及び損害賠償）

第１３条　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

２　業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合であって、受注者の故意又は過失を問わず受注者が発注者に対し損害を発生させたときは、受注者は、発注者に対し、その損害を賠償しなければならない。

（委託業務の検査等）

第１４条　発注者は、必要と認めるときは、受注者の個人情報の取扱いの状況について監査若しくは検査（実地での検査を含む。以下同じ。）をし、又は受注者に対し、必要な報告を求めることができる。

（発注者の指示）

第１５条　発注者は、第９条若しくは前条の報告を受け、又は前条の監査若しくは検査の結果、受注者による安全管理措置等が不十分であると判断した場合には、当該措置等の改善をするよう受注者に指示することができる。この場合において、受注者は、正当な理由がない限りその指示を拒んではならない。

（存続）

第１６条　この契約が効力を失った場合であっても、受注者が業務に関して知り得た個人情報を保有している限り、この個人情報取扱特記事項の定めは、引き続き効力を有するものとする。